二　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第二条ただし書の厚生労働大臣の指定する教育委員会（平成十一年労働省告示第三十三号）本則

三　麻しんに関する特定感染症予防指針（平成十九年厚生労働省告示第四百四十二号）第三の四の1

四　風しんに関する特定感染症予防指針（平成二十六年厚生労働省告示第百二十二号）第三の四の3

五　青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成二十七年厚生労働省告示第四百六号）第一

第二　派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二の十の㈠ハ中「中学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加える。

第三　派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二の十八の㈢②ウⅰ中「小学校」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）」に改める。

第四　職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成十一年労働省告示第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第四の一の㈢中「中学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加える。

第五の一の㈡中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第五　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第1の12の2の注2中「㋑ウ㋐㋑」の下に「、㋑ウ㋐㋑ウ㋐㋑」を加える。

○農林水産省告示第二百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字黒仁田五一五〇、五一五三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字黒仁田五一五〇・五一五三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上野字親父山平三七五一の一三四、三七五一の一九三、三七五一の二一三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐にかかる伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　宮崎県都城市山田町山田字上椎屋六二六七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上椎屋六二六七の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字岩原一二八八の一、一二八八の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐にかかる伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　宮崎県都城市美川町五三四の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

美川町五三四の四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市田路字桝谷一二二・一二五の一・一二六・一一三〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一二一、一一二八、一一二九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字桝谷一二一・一二五の一・一一二八・一一二九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。